

資格取得時のご本人確認の徹底のお願い

今般、偽名の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届による健康保険被保険者証を交付していた事案が判明しました。

日本年金機構では、資格取得の一層の適正化に努めるため、事業主の方に資格取得時のご本人確認の徹底をお願いしています。

新たに採用する（被保険者となる）方



基礎年金番号（※1）をご確認ください。

基礎年金番号を確認できる場合

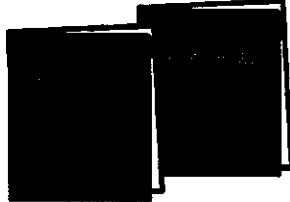
基礎年金番号を確認できない場合
（年金手帳紛失等）



資格取得届に基礎年金番号を
必ずご記入ください。



運転免許証等により
ご本人確認をお願いします。



「資格取得届」と「年金手帳再交付申請書（※2）」
を併せてご提出ください。

＜本人確認ができる主なもの＞

運転免許証、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、旅券（有効期限内のパスポート）、在留カード、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書（写真付きのもの）等
（その他、本人確認の証明書については<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=6222>でご確認ください）

- （※1）・日本に住所を有する20歳以上の方であれば、原則として基礎年金番号をお持ちです。
- ・20歳未満、外国人の方で、基礎年金番号をお持ちでない方は、必ずご本人確認をしたうえで、資格取得届のみをご提出ください（基礎年金番号をお持ちの方は基礎年金番号をご記入ください）。

（※2）「年金手帳再交付申請書」には、職歴等を漏れなくご記入ください。

＜平成24年10月1日受付分から以下の取扱いとなりますので、ご注意ください。＞

- 基礎年金番号が未記入（年金手帳再交付申請書を添付の方は除く）の場合は資格取得届を一旦お返ししますので、ご本人確認をお願いします（確認書類のご提出は必要ありません）。届書をお返ししている間は、健康保険被保険者証の交付をお待ちいただくこととなります。
- ご本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>